

資料その2

学費免除・徴収猶予申請について

※この説明書は資料その1と異なり、提出する書類等について記載しておりません。
資料その1の補足説明としてご確認ください。

目次

申請条件、学力基準	P1
入学料免除と入学料徴収猶予の違い	P2
添付書類該当、補足説明	P3
願書記入上の注意	P4
収入・所得について	P5
添付書類見本	P6
判定結果の通知	P8

注意

- (！) 家計基準について、家族構成、収入の内訳、各種控除等により、家計困窮度（家計評価額）が変わるため、「収入〇〇〇万円以下なら半額免除」といった具体的な数字ではお示しできません。
- (！) 個々の事情により、必要書類が異なります。申請内容の事実確認のため、本資料に例示されたもの以外に提出を求めることがありますので、担当者の指示に従ってください。
- (！) 提出された書類は返却いたしません。

申請条件

入学料、授業料の納付が困難な方を対象としております。以下の者は申請できません。

学費免除・徴収猶予共通

- ・国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、科目等履修生、研究生等
- ・懲戒処分を受けた者
- ・故意または重大な過失により虚偽の申告をした者

入学料免除・徴収猶予

- ・入学料を納付済の者

授業料免除

- ・申請期の途中で休学・退学等を予定している者
- ・申請期の前の期分までの授業料が完納されていない者
前期分申請時は、前年度後期分までの授業料を3月末日までに（新入学生を除く）、
後期分申請時は、当該年度前期分までの授業料を9月末日までに納付してください。
- ・すでに当該期分の授業料を納付済みの者
- ・正規の修業年限を超えた者（休学期間は含まれません。）
例：四年制の学部生（編入学、転学部等を除く）で一年間休学した場合、入学から五年目までは正規の就業年限です。

学力基準

学部1年生

次のいずれかに該当する者

- ・高等学校の評定平均値が3.5以上
- ・入学試験の成績評価による席次が上位5分の2以内
- ・高等学校卒業程度認定試験合格者 または 大学入学資格検定の合格者

その他の新入生

- 編入学生 …編入学前の学校の取得単位数について、
- 大学院1年生 …は学部等で取得した専門科目の評価区分に応じて、
- 養護教諭特別別科生 …看護師養成期間で取得した単位数について、

次の算式によって得た平均値が1.90以上であること（養護教諭特別別科生については、入学試験の成績評価による席次が上位5分の2以内でも可）。

$$\frac{(\text{優・S及びAの単位数}) \times 3 + (\text{良及びBの単位数}) \times 2 + (\text{可及びCの単位数})}{\text{それぞれ指定されている取得単位数}} = \text{平均値}$$

学部2年生以上（上記以外）

学部、学年により学力基準が異なるため、申請者本人が直接担当窓口へお問い合わせください。

（！）本学規程による学力基準に満たない者（留年、単位不足、成績不良等含む）は、不許可となります。

入学料免除と入学料徴収猶予の違い

入学料免除

選考の上、入学料の半額を免除する制度

結果は以下のいずれか

- ・全額免除
- ・半額免除（入学料の半額を下記①期限内に納付）
- ・不許可（入学料の全額を下記①期限内に納付）

入学料徴収猶予

選考の上、入学料納付を一定期間猶予する制度

結果は以下のどちらか

- ・許可（入学料の全額を下記②期限内に納付）
- ・不許可（入学料の全額を下記①期限内に納付）

（！）入学料納付済みの方は入学料免除、入学料徴収猶予の申請はできません。

（！）入学料免除と入学料徴収猶予の両方を申請することはできません。

※授業料免除と合わせて申請することは可能です。

例：入学料免除と授業料免除または入学料徴収猶予と授業料免除の申請は可

入学料の納付期限

①入学料が半額免除または不許可、入学料徴収猶予が不許可の場合

判定結果が告知された日から30日以内

※入学料免除及び徴収猶予の結果告知は4月入学者については7月上旬頃を予定しています。

②入学料徴収猶予が許可の場合

4月入学者…7月末の銀行窓口営業日、10月入学者…翌年1月末の銀行窓口営業日

（！）期限までに入学料を納付していただけない場合は、除籍となりますのでご注意ください。

※補足

授業料免除

選考の上、授業料の全額または半額を免除する制度

結果：全額免除、半額免除、不許可のいずれか

通知：前期分は7月上旬を予定

判定結果が半額免除または不許可の場合、指定された口座から一括で引き落とされます。

引落とし日は資料その1を参照してください。

授業料免除を申請される方でも口座振替の手続きを必ず行ってください。

添付書類該当事項

給与収入以外の所得のある者とは

- ・営業・商業・工業・農業・林業・漁業所得のある者
- ・雑所得等のある者（不動産所得・利子・配当・資産譲渡所得・内職・親戚などの援助）

年金・恩給受給者とは

- ・老齢・厚生、共済、企業、農業者、遺族、障がい者年金等
- ・個人年金（公的年金以外）は含まれません。
- ・支払通知書を添付する場合、年額を計算、計上してください。
例：2か月に1回支払いの場合、年金支払額×6

失業給付金について

- ・基本手当日額×所定給付日数を計上
- ・申請日現在に給付予定がなければ計上しません。（書類添付をお願いする場合があります。）
例：申請日が4月1日で給付がその年の2月までの場合は計上しない。

申請者本人以外の就学者について

- ・就学者とは、次に在学している人を意味します。（保護者を除く）
小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学学部、大学院、専攻科、特別別科、特別支援学校、専修学校（高等課程、専門課程）
- ・放送大学については、全科履修生と特修生に限り、私立大学扱いとします。
- ・専修学校一般課程、職業訓練校、各種学校（洋裁学校・大学校）、予備校等は就学者扱いとなりません。「就学者を除く家族」欄に記入してください（市区町村発行の所得証明書等が必要）。
- ・定職に就いている就学者または年金・資産譲渡等の所得がある就学者は、在学証明書の他、所得証明書、源泉徴収票等の提出が必要です。

母子父子世帯について

死別、離婚以外の場合

- ・離婚を前提とした別居等の場合

裁判中であることがわかる公的な書類または民生委員等^{※1}の署名がある申立書^{※2}を提出することにより、願書家族欄及び収入欄への一方の親の記入と添付書類の提出を省略できます。

上記書類の提出ができない場合、両方の親の必要書類が提出できなければ書類不備として扱い、審査の対象から除外します。

^{※1}利害関係のない第三者として合理的で、事情を把握可能な人物（町内会長、地区担当交番の警察官等含む）

^{※2}民生委員の署名記入欄のある申立書様式は担当窓口にてお受け取りください。

- ・未婚

特別な事情がある場合、申立書（様式6）を提出してください。

その他

- ・離婚していても住民票に両親等の名前が記載されている場合、事情を確認します。
- ・児童扶養手当は給与収入その他の欄に記入。（申請日現在受給がない場合は記入不要）
- ・養育費、親戚等からの援助（年額）は臨時所得その他の欄に記入。

主たる家計支持者が単身赴任で別居している世帯

- ・ 1年に満たない場合や領収書が提出できない月がある場合、提出された月分のみを対象とします。見込は不可。（前年の1月～申請時までの最大12か月分）

独立生計者とは

以下すべてに該当する者

- ・ 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ・ 父母等と別居している者（同居している者は同一生計として取り扱います。）
- ・ 本人または配偶者に収入があり、その収入について所得証明書等が発行される者

火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯

- ・ 申請時点より1年以内に火災や風水害等の災害を受け、今後2年以上にわたり困窮状態におかれると見込まれる場合。

願書 記入上の注意

願書表紙

- ・ 申請者本人と保護者（保証人）氏名の署名が同一筆跡の場合、受理できません。必ず申請者本人と保護者（保証人）本人が署名してください。
※本人以外が署名した場合は不可。父の名前を母が記入等もしないでください。
- ・ 申請者本人と保護者（保証人）の印鑑が同じ場合、受理できません。
- ・ 申請の具体的理由は欄の4行以上にわたり記入すること。

本人住所

- ・ 申請日現在に住んでいる住所を記入。住民票と異なっても差し支えありません。転居予定の場合、新しい住所を記入。

家族住所

- ・ 家計支持者が別居の場合、単身赴任先ではなく、申請者の実家住所を記入。住民票と異なる場合、事情を確認する場合があります。

収入・所得について

収入（所得）額記入についての考え方

願書には、申請日現在における1年間の収入（所得）を記入します。

①前年の1月1日以前から継続して勤務（従事）し、申請日現在も勤務（従事）する場合

◇前年の1年間の収入を当年の収入の見込み額として算定、計上します。

- ・給与収入の場合 前年分源泉徴収票の支払金額を記入。
- ・給与収入以外（所得）の場合 前年分確定申告書の所得額を記入。

②前年1月1日以降から申請日現在までに就職または退職した場合

◇前職収入（所得）は計上しません（退職金を除く）。

◇申請日現在の職の1年間の収入（所得）見込額を算定、計上します。

- ・給与収入の場合 給与支払（見込）証明書の金額を記入
（三か月分の給与明細の写し^{※2}の場合、以下^{※3}の算出方法で計算した金額）

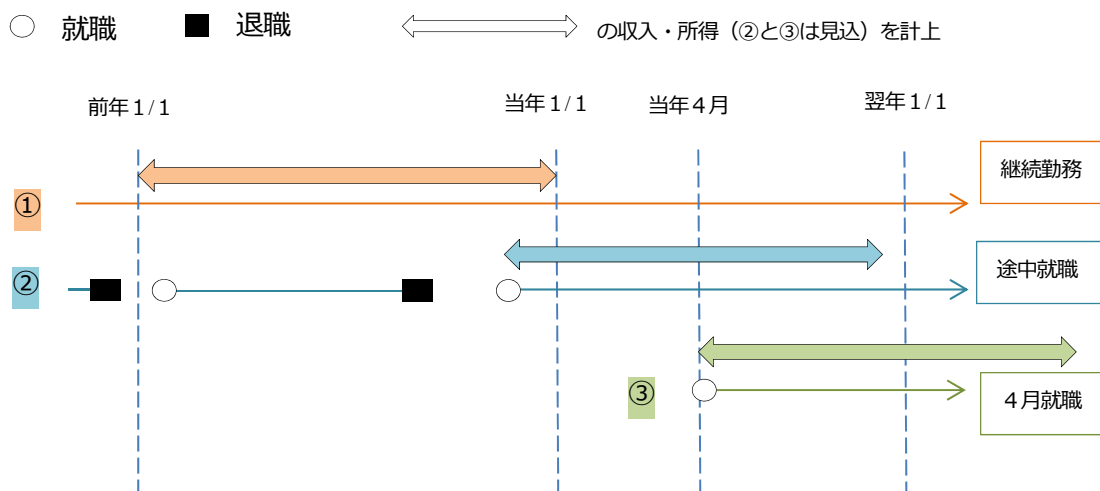
^{※2}就職年月日により給与明細不可場合があります。詳しくは資料その1を参照。

^{※3}算出方法

- ・常勤（ボーナス支給有） 直近3ヶ月の平均月収（税込）×1.5
- ・非常勤（ボーナス支給無） 直近3ヶ月の平均月収（税込）×1.2
- ・給与収入以外（所得）の場合 年間所得の見込額を記入。

③申請月に就職の場合 就職後早めに給与見込証明書を提出

申請日が4月1日（前期）の場合



・千円単位（千円未満切捨て）で記入すること。

例：1,230,567 円の場合 1230 と記入

【参 考】

■源泉徴収票

[illegible]

この金額が収入額です。

前年 1/1 以前から継続して勤務

している場合は、この金額を給与収入として計上します。

就職・転職・退職した場合には、

源泉徴収票の金額は計上しません。

他の指定された書類に基づき、願書
に記入してください。

■確定申告書 第一表（本人控え）

[illegible]

確定申告書で確認する所得額は、この数字を計上します。(給与以外の所得欄)
ただし、雑所得は公的年金(給与収入として計上)分所得額と合算されている場合があるので注意してください。

「長期療養者がいる世帯」で申告する場合、
「医療費控除」の金額が控除額となります。

[illegible]

専従者給与(控除)は、それぞれの給与収入として計上します。

平成 2 8 年 分 公 的 年 金 等 の 源 泉 徴 収 票														
支払を受ける者		住所又は居所								生年月日				この金 1 年間の の金額を 年の途中 知書等に 計上して
		氏名												
区 分				支払金額						源泉徴収税額				
所得税法第203条の3第1号適用分										円				
所得税法第203条の3第2号適用分										円				
所得税法第203条の3第3号適用分										円				
所得税法第203条の3第4号適用分										円				
本 人		特別 寡独 寡夫		控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数		遺言者の数		非居住者である親族の数		社会
特別 寡独者	その他の 寡独者	特別 寡独者	寡夫	一般	老人	特定	老人	その他		特別	その他			
						人	人	人	人		(人)	人	人	
控除対象 配偶者		(フリガナ) 氏名		区 分		16歳未満の 扶養親族		(フリガナ) 氏名		区 分				
控除対象 扶養親族		(フリガナ) 氏名		区 分				(フリガナ) 氏名		区 分				
		(フリガナ) 氏名		区 分				(フリガナ) 氏名		区 分				
(摘要)														支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

印

判定結果の通知、入学料・授業料の納入

判定結果が通知されるまでの注意事項

- ・申請書類提出後に記載内容に変更が生じた場合は、速やかに各学部担当窓口へ申し出て下さい。
- ・申請内容に虚偽があった場合には（変更があったのにもかかわらず変更の届出をしなかった場合を含む）、免除の許可を取り消します。

判定結果の通知

- ・判定結果の決定通知について、4月入学者及び前期分は7月上旬、10月入学者及び後期分は12月上旬に送付します。
- ・審査は申請期毎にそれぞれ行います。申請内容に変更がなくとも、前回の判定結果と同じになるとは限りません。
- ・授業料免除前期分申請者で、後期分も申請を希望する場合は、あらためて申請書類等の提出が必要です。

入学料の納入

- ・結果通知に記載の請求額を指定された口座に納付してください。
- ・指定された期日まで入学料を納入していただけない場合は、除籍となります。

授業料の納入

- ・授業料請求額が指定された口座から一括で引き落とされます。
- ・授業料口座振替の手続きがお済みでない場合は、担当窓口で所定の用紙を受け取り、至急手続きください。

「個人情報の利用」について

提出いただいた書類の個人情報は、入学料免除・徴収猶予 または 授業料免除申請 及び 免除・徴収猶予決定事務にのみ使用し、第三者に開示・提供・預託することはありません。